

国立大学法人山形大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	千円	千円	千円	就任	退任
法人の長	19,008	13,408	5,484	116 (寒冷地手当)		
理事 (5人)	76,612	54,756	20,469	284 (通勤手当) 573 (寒冷地手当) 215 (調整手当) 315 (単身赴任手当)	1月1日就任1人	12月31日退任1人
理事 (非常勤) (0人)	該当なし			()		
監事 (1人)	10,813	8,448	2,225	24 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)		
監事 (非常勤) (1人)	1,200	1,200		()		

注1 「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤していた者が、引き続き本学の役員として就任した場合、一定期間支給されるものである。

注2 調整手当及び単身赴任手当は、法人化前からの在職者についてのみの経過措置である。

役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勸案率	摘要
法人の長					該当なし
理事					該当なし
監事					該当なし

職員給与について

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1284	45.2	7,021	5,092	49	1,929
事務・技術	362	45.9	6,050	4,428	58	1,622
教育職種 (大学教員等)	495	49	8,982	6,438	51	2,544
医療職種 (医師)	該当なし					
医療職種 (看護師)	255	37.1	5,037	3,697	34	1,340
技能・労務職種	35	52.4	5,405	3,980	44	1,425
教育職種 (附属高校教員)	19	39.9	7,249	5,363	79	1,886
教育職種 (附属義務教育学校教員)	50	38.9	6,682	4,956	53	1,726
教育職種 (外国人教師等)	3	41.8	8,645	6,113	16	2,532
医療職種 (医療技術職員)	60	45.8	6,136	4,480	38	1,656
その他医療職種 (看護師)	4	46.5	5,663	4,144	18	1,519
指定職種	1					
在外職員	該当なし					
任期付職員	191	44	8,310	6,124	24	2,186
事務・技術	該当なし					
教育職種 (大学教員等)	191	44	8,310	6,124	24	2,186
医療職種 (医師)	該当なし					
医療職種 (看護師)	該当なし					
再任用職員	該当なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						
非常勤職員	72	40.1	3,147	2,708	22	439
事務・技術	25	51.8	3,642	2,692	38	950
教育職種 (大学教員等)	該当なし					
医療職種 (医師)	38	32.6	2,724	2,724	15	0
医療職種 (看護師)	2					
技能・労務職種	4	57.3	3,970	2,994	24	976
医療職種 (医療技術職員)	3	24.8	3,130	2,370	8	760

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、守衛、自動車運転手、用務員等の業務を行う職種を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」とは、附属看護学校教員を示す。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注6:「医療職種(医療技術職員)」とは、薬剤師、レントゲン技師、検査技師、栄養士等の業務を行う職種を示す。

注7:「その他医療職種(看護師)」とは、附属学校等に勤務する看護師を示す。

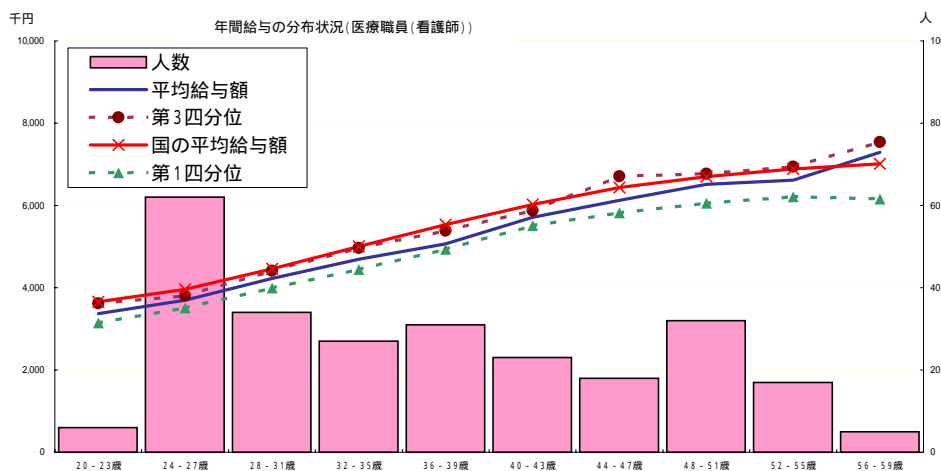
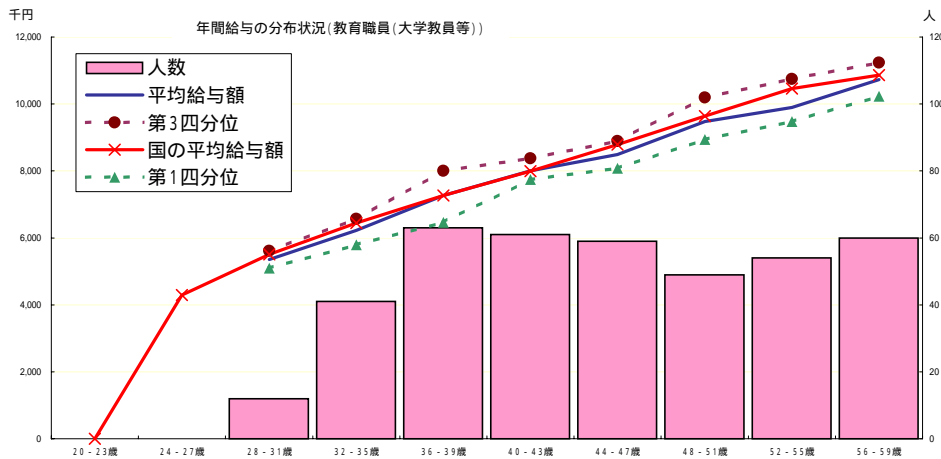
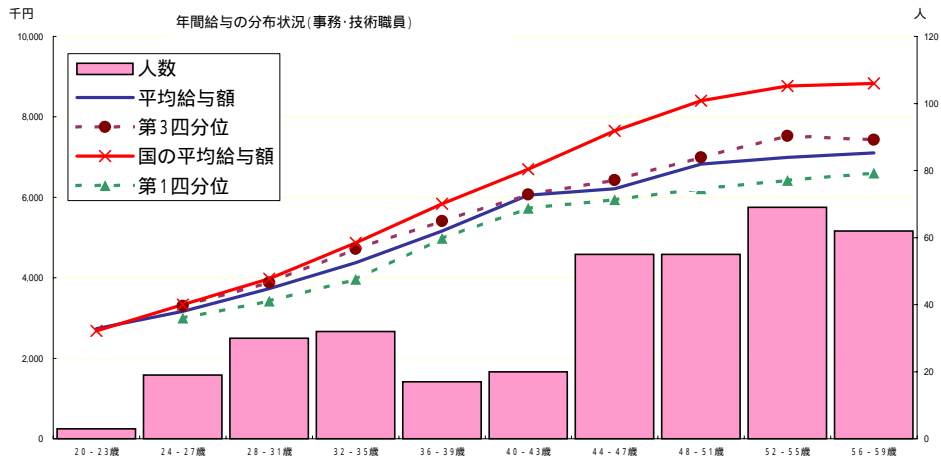
注8:常勤職員の指定職種については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、

「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注9:「非常勤職員」とは、国家公務員の非常勤職員相当の職員で、1年の任期を付して雇用された職員を示す。

注10:非常勤職員の医療職種(看護師)については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、
まで同じ。〕



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	4	56.0	-	10,744	-
課長	20	53.5	8,085	8,293	8,414
課長補佐	34	53.6	7,029	7,289	7,542
係長	186	49.8	6,064	6,427	6,822
主任	55	43.7	4,684	5,294	5,938
係員	63	29.0	3,213	3,591	3,881

(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	230	56.5	10,037	10,530	11,081
助教授	176	43.9	7,708	8,173	8,736
講師	17	38.9	5,643	6,702	7,295
助手	64	38.5	5,796	6,232	6,622
教務職員	8	51.0	5,755	5,956	6,179

(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	2	56.5	-	-	-
看護師長	24	48.7	6,644	6,777	7,024
副看護師長	44	41.7	4,886	5,710	6,476
看護師	184	34.2	3,746	4,553	5,362

注1: 本法人には「本部課長」及び「地方課長」と区分がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、「課長」を記載した。
 なお、「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。

注2: 本法人には「本部係員」及び「地方係員」と区分がないため、原則として「本部係員」を掲げるところ、「係員」を記載した。

注3: 医療職員(看護師)の看護部長については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注4: 医療職員(看護師)の副看護部長については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与の平均額については記載していない。

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員等)/医療職員(看護師))

事務・技術職員

区分	計	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	部長	課長	課長	課長補佐	係長	係長	主任	係員	係員
人員 (割合)	362 ()	0 (0%)	0 (0%)	4 (1.1%)	5 (1.4%)	22 (6.1%)	64 (17.7%)	83 (22.9%)	105 (29.0%)	54 (14.9%)	23 (6.4%)	2 (0.6%)
年齢(最高～最低)		～	～	58 ～ 51	59 ～ 50	59 ～ 41	59 ～ 47	59 ～ 45	59 ～ 35	51 ～ 27	28 ～ 22	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	8,225 ～ 7,187	6,884 ～ 5,896	6,462 ～ 5,112	6,083 ～ 4,830	5,302 ～ 4,368	5,168 ～ 3,113	3,768 ～ 2,413	2,775 ～ 2,119	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	11,665 ～ 9,749	9,413 ～ 8,085	8,674 ～ 7,145	8,365 ～ 6,749	7,179 ～ 6,019	6,877 ～ 4,237	5,144 ～ 3,300	3,684 ～ 2,887	～

教育職員(大学教員等)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	助教授	講師	助手	教務職員
人員 (割合)	495 ()	229 (46.3%)	177 (35.8%)	17 (3.4%)	64 (12.9%)	8 (1.6%)
年齢(最高～最低)		64 ～ 39	64 ～ 33	63 ～ 29	62 ～ 29	57 ～ 43
所定内給与年額(最高～最低)		9,733 ～ 5,545	7,317 ～ 3,946	6,331 ～ 3,802	5,632 ～ 3,252	4,705 ～ 3,784
年間給与額(最高～最低)		13,533 ～ 7,841	9,890 ～ 5,461	8,798 ～ 5,317	7,525 ～ 4,415	6,414 ～ 5,149

医療職員(看護師)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	看護師長	副看護師長	看護師	準看護師
人員 (割合)	255 ()	0 (0%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	22 (8.6%)	46 (18.0%)	184 (72.2%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	56 ～ 42	53 ～ 29	57 ～ 22	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	5,226 ～ 4,350	5,324 ～ 3,049	4,763 ～ 2,296	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	7,307 ～ 6,108	7,299 ～ 4,195	6,510 ～ 3,120	～

注1:事務・技術職員の1級については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、

「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

注2:医療職員(看護師)の6級については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、

「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

注3:医療職員(看護師)の5級については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、

「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.4	67.2	65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6	32.8	34.2
	最高～最低	50.0～31.4	46.2～28.6	48.0～30.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.5	69.7	68.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.5	30.3	31.8
	最高～最低	39.2～30.9	36.1～28.1	37.6～29.4

教育職員(大学教員等)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.1	68	66.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.9	32	33.9
	最高～最低	49.6～31.7	45.7～28.9	47.6～30.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.6	69.7	68.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.4	30.3	31.8
	最高～最低	36.4～31.4	33.3～28.4	34.8～29.9

医療職員(看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)			
	査定支給分(勤勉相当)(平均)			
	最高～最低			
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9	69.1	67.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.1	30.9	32.4
	最高～最低	36.4～31.6	33.3～28.7	34.8～30.1

注: 医療職員(看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 83.0

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 97.3

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(旧教育職(一)) 97.9

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員等)) 96.5

(医療職員(看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 94.8

対他の国立大学法人等(医療職員(看護師)) 97.0

注: 「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平 成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,532,730	千円 14,686,045	千円 (%) 153,315 (1.04%)	千円 (%) - (-)
人件費 ((A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	千円 16,141,868	千円 14,693,509	千円 (%) 1,448,359 (9.86%)	千円 (%) - (-)
最広義人件費	千円 17,647,504	千円 16,002,446	千円 (%) 1,645,058 (10.28%)	千円 (%) - (-)

注: 前年度には雇用保険の事業主負担は含まれていない。

報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職員	無			

2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 本学が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)において、国立大学評価委員会が行う業績評価の結果を参考にしながら、その役員の業績に応じ、期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することとしている。 〕

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{	該当なし	}
理事	{	該当なし	}
理事(非常勤)	{	該当なし	}
監事	{	該当なし	}
監事(非常勤)	{	該当なし	}

3 職員給与

人件費管理の基本方針

〔 中期目標期間中の予算の年度展開を参考とし、業務運営の改善及び効率化を図り、経費の節減に努めることを念頭に、本学において決定された当初予算の範囲内で運用している。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方
〔 国家公務員の給与水準を参考に決定している。また、人事院勧告が行われた場合は、当該内容を踏まえ、必要があれば給与水準の見直しを行う。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 本学が行う勤務評定の結果に基づき、昇給・昇格・降格の実施及び勤勉手当(賞与)の増減を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務したのものには、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ、本学が定める必要経年数等を有している者は、上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることができる。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

〔 該当なし 〕

法人が必要と認める事項

特になし